



埼玉県報

第 2 6 5 4 号
平成26年12月12日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(川越県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [県立学校総務事務システム運用保守業務委託に関する契約の相手方等の公示\(県立学校人事課\)](#)
- [インフォメーション表示システムの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [大型映像システムの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道熊谷小川秩父線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [平成26年度第3回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)
- [平成26年12月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙人名簿登録者数の50分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人FRONTIER
- 三 代表者の氏名
新野 弘一良
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北本市東間八丁目二十六番地飯野ハイツアー〇二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、支援が必要な人に対し、必要とされる支援を行い、全ての人の幸福で豊かな人生の実現に寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第千五百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北本市手をつなぐ育成会

三 代表者の氏名

村田 則弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市大字北本宿百五十九番地二十九

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅の障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場として障害福祉サービス事業所の運営及び支援を行い、障害者の社会参加を促進することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人くるみの木
- 三 代表者の氏名
宮成 友恵
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市連雀町九番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者、女性、児童など（以下、障害者等という。）社会的弱者はもとより、すべての人の人権を擁護し、誰もがその能力に応じて働き、経済的に自立し、地域の中で健康で文化的な人間らしい普通の生活ができるように支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十二月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ごりRAN
- 三 代表者の氏名
小寺 キク枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡小川町大字大塚百三十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、必要とするすべての人に対し、コミュニティー活動の場の提供及び企画運営を通し、生活の扶助に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人カンボジア・エヌジーオー

三 代表者の氏名

伊藤 捷雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市今泉六百二十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、カンボジア国を始めとする諸外国の人達に対して、外国語教育及び技能教育と生活基盤向上のための生活物資援助に関する事業を行い、カンボジア国を始めとする諸外国と日本国間の国際交流と両国の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千五百八十六号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号		枚数	用途	有効期間
	五十リットル	二十リットル			
埼玉県川越県税事務所	04F021507	04E012612	九	船舶	平成二十六年十一月十七日 平成二十六年十一月三十日
	04F021499	04E012603	十	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
神奈川県三浦市三崎町小網代三百八十五番地 木村石油株式会社	04C051723	04C051662	六十二	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
	04C051660	04C051660	一	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
免税証を交付した事務所	04B007378	04A033607	十	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
	04B007369	04A033593	十五	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
亡失年月日	04C051658	04C051658	一	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
	04B007378	04A033607	十	船舶	平成二十六年六月十七日 平成二十六年十一月三十日
平成二十六年十一月十日					

告 示

埼玉県告示第千五百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人水平社

三 代表者の氏名

中 丸 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市南河原七百三十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国民のみならず世界中の人類に対し、全ての人々が平穩且つ幸福に生活するための自然環境・社会環境並びに経済環境を整備する事業を行い、全ての人類の人としての尊厳確保に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百八十八号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市東富田八十八番地二

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月五日

ニ 届出年月日

平成二十六年十二月二日

二 縦覧期間

平成二十六年十二月十二日から平成二十七年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十二日から平成二十七年四月十二日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第五百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

埼玉県加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）街区口駐車場 午前六時三十分から午後九時三十分

街区八駐車場 午前七時三十分から午後九時三十分

街区二駐車場 午前七時三十分から午後九時三十分

（変更後）街区口駐車場 午前六時から午後九時三十分

街区八駐車場 午前七時三十分から午後九時三十分

街区二駐車場 午前七時三十分から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月十九日

二 届出年月日

平成二十六年十二月二日

ニ 縦覧期間

平成二十六年十二月十二日から平成二十七年四月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十二月十二日から平成二十七年四月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第五百九十一号

平成二十六年埼玉県告示第六百九十九号で公示した公共測量（数値撮影）は、平成二十六年八月二十九日終了した旨測量計画機関である滑川町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（平成二十六年年度 さいたま市三級基準点測量業務、さいたま市四級基準点復元測量業務（その一）、さいたま市四級基準点復元測量業務（その二））
作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十六年十月二十日から平成二十七年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百九十二号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千五百九十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 四〇 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県大里郡寄居町大字今市字庚塚百六十八番一 他十七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百三十九・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇九三立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、上尾都市計画「上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業」の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

上尾中山道東側地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立認可公告の日から平成二十八年三月

三 施行地区

埼玉県上尾市上町一丁目及び宮本町の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県上尾市仲町一丁目七番八号

五 施行認可の年月日

平成十九年十二月二十五日

六 変更の内容

事業施行期間

七 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月十二日

告 示

埼玉県告示第五百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システム運用保守業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年11月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士電機株式会社 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

5 契約金額

160,634,880円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
インフォメーション表示システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年10月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
35,634,816円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年9月19日

告 示

埼玉県告示第五百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
大型映像システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額
162,972,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年9月30日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
比企郡小川町大字小川字中島四 三五番一地从先から同郡同町大字 小川字中島四三二番一地从先まで		区 間
一七・五〇〽一七・五〇	一七・五〇〽二二・七七	敷地の幅員 (メートル)
三四・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第6次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目十八番二号 藤 野 克 己

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四ノ四百六十七

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年七月十六日

指令川建セ第二六〇〇四三〇号

二 検査済証番号

平成二十六年十二月九日

川建セ第二六〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字下伊草字本村百十番二、百十一番二、百十一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字下伊草百十一番地一

染谷 昌春

告 示

埼玉県公安委員会告示第288号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成26年12月12日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成27年1月13日(火)

イ 技能審査

平成27年1月17日(土)、1月27日(火)、1月28日(水)、1月29日(木)及び
1月30日(金)

ウ 面接審査

平成27年2月4日(水)、2月5日(木)及び2月6日(金)

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成26年12月12日(金)から12月26日(金)までの間
(日曜日及び土曜日並びに12月23日(火)を除く。)

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書(規則別記様式第1号)を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係(電話 048-543-2001 内線241)

告示

埼玉県選管告示第八十二号

平成二十六年十二月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、七七一人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、六四九人

南第二区

一四四、〇五一人

南第三区

二三、四六三人

南第四区

三八、六〇〇人

南第五区

三一、〇八四人

南第六区

四三、〇六六人

南第七区

二六、四一九人

南第八区

二五、五〇三人

南第九区	四一、〇〇五人
南第十区	四七、五六六人
南第十一区	三〇、九〇六人
南第十二区	三〇、三四九人
南第十三区	六一、八一九人
南第十四区	三二、〇四八人
南第十五区	一九、〇九二人
南第十六区	三〇、四八一一人
南第十七区	一九、八〇一人
南第十八区	四三、八六一人
南第十九区	一九、四八六人
南第二十区	三三、七八三人
南第二十一区	三五、四四〇人
南第二十二区	二一、二四〇人
西第一区	九三、八七〇人
西第二区	四〇、八二六人
西第三区	二二、五〇〇人
西第四区	四二、七七六人
西第五区	一六、〇三八人
西第六区	二九、三九三人
西第七区	二三、九一四人
西第八区	九四、四七一人
西第九区	一五、六〇六人
西第十区	一三、三七五人
西第十一区	二七、二七二人
西第十二区	一八、九七〇人
西第十三区	一一、七〇七人
西第十四区	二四、三九五入
西第十五区	二六、六八六入
北第一区	一八、一七九人
北第二区	一一、九七〇人
北第三区	一五、二四六人
北第四区	二一、三八八人
北第五区	四九、〇二七人

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、一六四人
二三、二四六人
一五、二〇一人
一八、七六四人
一五、〇七三人
一九、二三二人
一七、四六一人
二九、一四二人
五五、二一〇人
八九、六二四人
二二、六五八人
三六、八七四人
一七、七九一人
一四、八三六人
三一、二九五入
一八、一三一人

告示

埼玉県選管告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一八、三六四人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八三九、七七〇人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区

六五、六四九人

南第二区

一四四、〇五一人

南第三区

二三、四六三人

南第四区

三八、六〇〇人

南第五区

三一、〇八四人

南第六区

四三、〇六六人

南第七区

二六、四一九人

南第八区

二五、五〇三人

南第九区	四一、〇〇五人
南第十区	四七、五六六人
南第十一区	三〇、九〇六人
南第十二区	三〇、三四九人
南第十三区	六一、八一九人
南第十四区	三二、〇四八人
南第十五区	一九、〇九二人
南第十六区	三〇、四八一一人
南第十七区	一九、八〇一人
南第十八区	四三、八六一人
南第十九区	一九、四八六人
南第二十区	三三、七八三人
南第二十一区	三五、四四〇人
南第二十二区	二一、二四〇人
西第一区	九三、八七〇人
西第二区	四〇、八二六人
西第三区	二二、五〇〇人
西第四区	四二、七七六人
西第五区	一六、〇三八人
西第六区	二九、三九三人
西第七区	二三、九一四人
西第八区	九四、四七一人
西第九区	一五、六〇六人
西第十区	一三、三七五人
西第十一区	二七、二七二人
西第十二区	一八、九七〇人
西第十三区	一一、七〇七人
西第十四区	二四、三九五入
西第十五区	二六、六八六入
北第一区	一八、一七九人
北第二区	一一、九七〇人
北第三区	一五、二四六入
北第四区	二一、三八八入
北第五区	四九、〇二七入

北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

五五、一六四人
二三、二四六人
一五、二〇一人
一八、七六四人
一五、〇七三人
一九、二三二人
一七、四六一人
二九、一四二人
五五、二一〇人
八九、六二四人
二二、六五八人
三六、八七四人
一七、七九一人
一四、八三六人
三一、二九五入
一八、一三一人

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 62機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	南部地域振興センター、東部地域振興センター
総務部	飯能県税事務所、秩父県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
福祉部	秩父福祉事務所、中央児童相談所、川越児童相談所
保健医療部	秩父保健所
産業労働部	産業技術総合センター、熊谷高等技術専門学校、熊谷高等技術専門学校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	秩父高原牧場
県土整備部	本庄県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	地域整備事務所、新三郷浄水場
病院局	がんセンター
下水道局	荒川右岸下水道事務所
教育局	南部教育事務所、自然の博物館、大滝げんきプラザ、朝霞高等学校、岩槻北陵高等学校、小鹿野高等学校、川口東高等学校、川越初雁高等学校、幸手桜高等学校、狭山工業高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、南陵高等学校、新座高等学校、日高高等学校、深谷第一高等学校、本庄高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、吉川美南高等学校、和光高等学校、浦和特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校
警察本部	新座警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、杉戸警察署

(3) 監査実施日

平成26年8月18日～平成26年10月31日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

該当なし

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
企業局	地域整備事務所	平成 25 年度の幸手中央地区産業団地整備事業における予算執行のうち「電気通信線路移設補償契約」2 件（1,205,100 円及び 69,230,800 円）について、完了の確認を完成の通知を受けた日から 10 日以内に行わなければならないところ、10 日を超えた日に行ったことは不適切であった。
教育局	和光高等学校	平成 25 年度の業務用クリーナー（57,120 円）拡声器（59,850 円）について、近接した期日で、それぞれ 2 回に分割して、同一業者から購入していた。総額が 10 万円を超えているにも関わらず、その都度、同一業者 1 者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十二日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 鈴 木 弘

埼玉県監査委員 本 木 茂

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
企画財政 部	情報シス テム課	平成 26 年 7 月 4 日 (第 2608 号)	<p>平成 20 年度、平成 21 年度及び平成 22 年度の「職員用ノート型パーソナルコンピュータ機器の賃貸借に関する契約」について、次の点が不適切であった。</p> <p>1 修繕業務の再委託について、次の点が不適切であった。</p> <p>(1) 平成 20 年度契約では、再委託を認めているが、契約の相手方からの報告、県が承認した記録が確認できない。</p> <p>(2) 平成 21 年度契約では、契約書に再委託に関する規定がないにもかかわらず再委託が行われていた。</p> <p>(3) 平成 22 年度契約では、契約書に再委託に関する規定があるが、契約の相手方の申請と異なる内容で承認していた。</p> <p>2 県が修繕費用を負担するにあたって、契約の相手方ではなく、障害時対応窓口業者が使用課所に修繕費用を請求し、使用課所が支払うこととしていた。</p> <p>3 契約担当課は、県が修繕費用を負担する場合において、契約の相手方と協議せずに使用課所の負担で修理を行うという取扱いにより、修繕費用が 1 台あたりの契約額を超えるような過大な支出を生じさせた。</p>	<p>1 平成 20 年度契約は、契約期間が満了しているため、新たな承認手続きはできなかった。平成 21、22 年度契約は、平成 26 年 4 月 1 日付けで改めて再委託の承認をした。</p> <p>2 平成 26 年度契約から、再委託の承諾を受けた者が修繕費用を請求できることを明記した。</p> <p>3 平成 26 年度契約から、県が修繕費用を負担する場合について情報システム課が受注者と協議することとした。また、機器に動産総合保険を付保することを契約内容に加え、機器の取得金額まで保険の適用範囲とすることにより、県費負担の軽減に努めることとした。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部	統計課	平成 26 年 10 月 3 日 (第 2634 号)	平成 25 年度の「工業統計調査の関係用品受入れ、保管、仕分、梱包及び配送業務委託」(436,380 円)における一部業務の再委託について、書面によらず承諾していたことは不適切であった。	課内会議において、再委託に関する事務を適切に行うよう周知徹底した。 また、再発防止に向け財務関係のチェックシートに再委託に関する事項を設けチェック機能を強化した。
県民生活 部	広聴広報 課	平成 26 年 10 月 3 日 (第 2634 号)	平成 25 年度の「県庁オープンデー会場設営・撤去等業務委託」(2,037,000 円)について、委託業務内容を変更し支払いを行っているが、変更協議の内容を文書として記録することなく、事務手続きを進めたことは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知するとともに、変更協議の内容を記録する様式を作成し、同種の契約に適用することとした。
福祉部	障害者福 祉推進課	平成 26 年 10 月 3 日 (第 2634 号)	平成 25 年度の「伊豆潮風館の産業廃棄物である物品の処分」(26,775 円)について、次の点で不適切であった。 1 産業廃棄物の処分については、書面による契約が必要であるが、契約書を作成していなかった。 2 排出事業者は、受託者に対し産業廃棄物管理票を交付する必要があるが、交付していなかったため、産業廃棄物が適法に処分されたか確認できないまま支出していた。	再発防止のため、職場会議を通じて、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務及び産業廃棄物処理業務における注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について徹底を図った。 また、出納総務課作成のチェックシートを活用し、支出事務において必要な書類の確認を徹底することとした。
企業局	地域整備 課	平成 26 年 10 月 3 日 (第 2634 号)	平成 25 年度の「地域整備事業予備調査業務委託」(6,196,050 円)については、業務内容の変更を受注者と協議したが、その内容を変更契約書の特記仕様書に正確に記載しないまま、事務手続きを進めたことは不適切であった。	再発防止や財務事務の適正かつ迅速な執行のため、監査結果を職員に周知するとともに、契約事務における注意点について再確認を行った。 また、監査結果を踏まえ、これまでの財務に関するチェックシートに確認項目を追加するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。

警察本部	施設課	平成 26 年 10 月 3 日 (第 2634 号)	平成 25 年度の「高速走行抑止システムの修繕」(1,071,000 円)について、契約書に修繕の具体的な内容を示さず、必要な記載内容が欠落したまま契約を締結したことは不適切であった。	再発防止のため、契約書の作成に当たっては、具体的な業務内容を示す書類の不備がないよう、複数の職員による確認を徹底した。
------	-----	--------------------------------	--	---